

286—2225

令和5年1月27日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

「医療非常事態宣言」の延長に係る周知等について（依頼）

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県内の新規感染者数は減少しているものの、依然として医療提供体制への負荷が高い状況が続いております。また、高齢者施設や医療機関でのクラスター等によって重症化リスクの高い高齢者に感染が広がり、死者数も多い状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、令和5年1月26日を終期として現在発令している県独自の「医療非常事態宣言」について、2月16日を目途に延長することが決定されました。

つきましては、社会全体で早期に感染を抑制し、リスクの高い高齢者の命を守っていくため、各団体におかれましても、引き続き行動要請等への御理解・御協力をお願いします。

併せて、貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 主な行動要請（変更なし）

項目	医療非常事態宣言（12/27～）
外出・移動	混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は控えて
会食	感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えて
高齢者施設等の面会	対面での面会を制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）
イベント	国基準に沿って開催

※詳細は別添資料「県民の皆さまへのお願い」を御参照ください。

2 要請期間

令和4年12月27日（火）から~~令和5年1月26日（木）~~令和5年2月16日（木）を目途（終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断）

3 その他

(1) 新しい「みやざきモデル」について

県では、これまで、会食時の感染防止対策に関する啓発標語として「みやざきモデル」を提唱してきましたが、当該感染症を巡る状況の変化を踏まえ、今般、同標語を社会生活全般の感染防止対策に関する内容に見直したところです。

今後は、コロナと共に生きる社会の生活様式として、新しい「みやざきモデル」の実践について、別添チラシ等を使って普及啓発していくこととしております。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただき、各団体におかれましても、別添チラシを掲示・配布いただくとともに、貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

(文書取扱 建築住宅課)

担 当：【宅地建物取引業関係】 宅地審査担当：堀内 【県営住宅指定管理関係】 公営住宅担当：柳田 【その他】 建築指導担当：藤近 連絡先：0985-26-7195
